



私、今日から トラックドライバーに なります!

第3話
「安全が第一」の会社が
ドライバーを守る!?



綾瀬小陽 (22)
運行管理者の山岡や先輩の速水からの
指導を受ける研修中の綾瀬。覚えること
は、まだまだいっぱい。



速水涼 (30)

綾瀬の指導にあたる速水。真のプロドライバー
として社内からの信頼は厚い。



山岡大輔 (40)

運行管理者としてドライバーに日々気を
配る山岡。事故ゼロを目指し、安全の基本
を伝えている。



次のページで「安全が第一」を解説!

「安全が第一」の会社がドライバーを守る!?

多くの運送会社で見かける「安全第一」。「安全」と「第一」の間に入れる文字が「か」「も」で意味が異なってきます。目指すべきは「安全も第一」ではなく、「安全が第一」です。そして「安全が第一」を掲げる運送会社は、「社員が第一」でもあります。

交通事故が発生すれば、当事者のドライバーが刑罰の対象になります。さらに重大事故であれば、体を痛めるのはドライバー自身であり、心を痛めるのはその家族です。「安全が第一」を掲げる運送会社は、会社を守ることに「ドライバーを交通事故から守る」ために安全確保に取り組んでいます。

緑ナンバーのトラック乗務時に守らなくてはならない「貨物自動車運送事業法」にある、点呼や点検、教育の実施は「ドライバーを加害者にも被害者にもさせない」ための取り組みそのものです。また管理者が安全に関する社内ルールを細かく設定したり、厳しく指導したりすることは、「ドライバーを事故惹起者にせず、悲しい思いをさせない」ための愛情表現といえます。

一方「安全も第一」「社員も第一」の運送会社では「安全第二」「社員第二」となる傾向があります。「事故削減を願う」ばかりで対策に取り組みまなかったり、「事故発生後」にドライバーを厳しく叱つたりするなど、安全に対して「正面から向き合えない」心理になっているかもしれません。

安全への取り組みは「ドライバーを守る」ための手段

「急いで事故を起こす」ではなく「遅れてでも無事に届ける」

安全運転のプロであるドライバーが関与する交通事故は、例えば調理のプロである飲食店で発生する食中毒と同じく、ゼロを目指さなければなりません。飲食店が食中毒の弁明として「店に届いた食材が原因。うちは調理したただから食中毒が起きても店は悪くない」との理屈は通りませんよね。同様にドライバーが「前車の急ブレーキが原因。追突事故を起こしたけれど、相手の方が悪い」とでは発生状況や過失割合を問わずプロ失格です。プロドライバーとして交通事故を起こさない「安全運転」はもちろん、自分も周囲を走行するドライバーも守る「防衛運転」で事故ゼロを目指しましょう。

また出荷遅延や道路渋滞により遅れた時間はアクセルでは取り戻せないと考えましょう。遅れそうになった時には、安全な場所に停車して報告をする勇気を持つことが大切です。ドライバーがいつ到着するか不明で、お客さまが心配しながら他の仕事も手をつけられず待つことがないよう、報告をしてお客さまの時間を無駄にしないことを優先しましょう。自身の焦りの心理を和らげながら、加害者にも被害者にもならない防衛運転で、無事故での到着を目指してください。

「安全が第一」で、事故ゼロのプロドライバーへ

交通事故を起こさない「安全運転」はもちろん、交通事故に遭わない「防衛運転」を

Good!!

「安全が第一」=「社員が第一」の運送会社

- ・事故ゼロを目指し続ける
- ・事故の未然防止のために何度も教育
- ・万全の危険予知に努める

つねに「事故が発生するかもしれない」という管理をしている



事故 0

事故ゼロを目指して

- ・無事故の日を一日でも長く続ける
- ・事故の被害を少しでも小さくする

「安全へのこだわり」が交通事故ゼロ達成への第一歩なんです!

安全運転はもちろん防衛運転を大切に

マンガ制作: ad-manga.com

高柳 勝二 (たかやなぎ かつじ)
株式会社 プロデューブ代表取締役。1990年、運送会社にドライバーとして入社し、管理職を経て18年間勤務。2008年に株式会社 プロデューブ設立。中小運送会社からの依頼が多い“提案型”研修は、受講されたドライバーや管理者からの「おもしろい・眠くならない・わかりやすい」との評判が口コミで広がり、各都道府県のトラック協会や協同組合等の研修会でも講演多数。2016年度より国土交通省「自動車運送事業に係る交通事故対策検討会」委員。

トラックの安全運行で守るべき基本的事項

緑ナンバーのトラックに乗るドライバーは「道路交通法」以外に「貨物自動車運送事業法」も守ることで、自身を交通事故の危険から守ることができます。また同法には、過去の事故事例から生まれたドライバーに不可欠な安全ノウハウが詰まっています。

国土交通省「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針 -トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項-」より